

## 労働委員会と日本労働法学会

労働委員会制度の創設60周年、おめでとうございます。

日本労働法学会は、労働委員会制度創設の4年後、1950年に大阪で会員数130名で発足しました。労働委員会制度とほぼ同じ歴史を歩み、現在大学教員、弁護士、大学院生等約700名の会員がおり、労働法学の進展に貢献してきたと自負しています。

労働委員会は、その発足以来、不当労働行為の救済や集団的労使紛争の調整を通じて団結権の保障とわが国労使関係の安定化に大きく寄与しています。当学会の会員も、各労働委員会の公益委員として、また労働委員会命令や関連裁判例の研究をつうじて、さらに比較法的研究や歴史研究等により労働委員会の制度構築やその運営に参画し相当な貢献をしてきたと確信しています。とりわけ、労働委員会制度や不当労働行為法理に関しては、その時々学会のテーマとして取り上げ活発な議論がなされました。日本労働法学会誌においても「組合の組織と運営の法理」（23号1964年）、「労使紛争と労働委員会」（28号1966年）、「労働委員会制度の現状と展望」（49号1977年）、「複数組合併存下の法律問題」（54号1979年）、「企業内組合と団結権」（57号1981年）、「労委命令と司法審査の限界」（58号1981年）、「行政救済と司法救済」（72号1988年）、「管理職組合」（88号1996年）、「救済命令の取消訴訟」（94号1999年）等の特集を組んでいます。これらの学会活動は、団交等における使用者概念の拡大、併存組合下の使用者の中立保持義務、査定差別に関する大量観察方法等につき労働委員会実務や裁判例の形成に強い影響を与えました。

もっとも、最近では労働組合の影響力の低下等によって不当労働行為事件の申立件数や裁判所における労働組合法上の事件が減少する傾向にあります。さらに、不当労働行為意思論をめぐる事件や組合併存下における多様な査定差別事件について労働委員会命令が裁判所において取り消される事件が少なくありません。当学会においても労組法の論点を独自のテーマとして取り上げることが少なくなり、労働組合法を研究対象とする研究者もそれほど多くはありません。

しかし、労使紛争を集団的な視点から解決する労働委員会の役割は今後とも重要であり続けると思います。紛争調整に関しては、個別労働紛争を対象として紛争調整委員会や労働審判制度が整備されましたが、就業規則の不利益変更事案のように形式的には個別紛争であっても実質は集団的側面があるケースが少なくないことも明らかになってきました。このような事案については、三者構成からなる労働委員会の紛争解決のノウハウが不可欠です。また、不当労働行為事件に関しても、公共事務の民営化によって労働委員会の対象となる労働者が増加しており、関連して労働条件の不利益変更をめぐる申立事件も見られるようになりました。

私は、35年以上も労働委員会制度や不当労働行為法理の研究をし、25年近く北海道労働委員会の公益委員を務めてきましたが、理論的に解明しえたことの少なさに慄然とすることがあります。それだけ奥深い研究対象であり、学会全体としてより本格的な研究が必要であると痛感しています。

日本労働法学会は、今後とも労働委員会の運営に多様な形で貢献していきたいと念じています。

2006年6月

日本労働法学会代表理事・北海道大学教授

道幸 哲也